

「武雄市北方町下志久東地域の農業の振興に関する計画」の検証について

1. 「農業の振興に関する計画」について

・農業振興地域の整備に関する法律（農振法）施行規則第4条の4第1項第27号に基づく計画（以下、「27号計画」）で、当地区の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画です。

・農振法では、農用地指定された農用地を農振除外する場合の要件の一つとして、「土地改良事業等完了後8年を経過しているものである」ことを規定しています。当地区内の農用地の多くが、地域水田農業支援緊急整備事業計画（平成18年～平成22年）の受益地となっているため、基本的に除外は認められていません。

・ただし、例外的に8年未経過であっても公共性の高い事業については除外が可能となります。27号計画は市の農業振興策として定めた計画であり、農業の振興を図るために必要なものとして当該計画に定められる施設に限って、除外が可能となります。

2. 定期的な検証について

・27号計画に定められる施設は、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるかについて、定期的な検証をすることとされています。

(施設計画)	
・計画地	武雄市北方町大字志久字岩永 字菰牟田 地内
・計画内容	豆腐生産工場
・面積	2,577 m ²
・農地転用時期	平成27年1月
・施設建設時期	平成30年2月

(検証時期)	
・検証	平成30年2月末
(検証結果)	
・効用発揮の状況	計画施設の整備は完了し当初予定していた事業も実施されており効用は発揮されている。
目標達成の状況	達成